

# 標章及びマスコット等の使用の手引

(平成29年8月版)



燃ゆる感動 **かごしま国体**

第75回国民体育大会

燃ゆる感動 **かごしま大会**

第20回全国障害者スポーツ大会

熱い鼓動 風は南から

2020

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会

# はじめに

この「使用の手引」は、2020年に鹿児島県で開催される第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」及び第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」における標章及びマスコット等の使用に関する基本ルールをまとめたものです。

標章及びマスコット等を使用する場合は、国・地方公共団体等が公共目的で使用する場合を除き、原則として事前に申請が必要です。

デザイン使用のルールや注意事項等に留意し、広くご活用ください。

## 目次

注意事項	
使用の手続き	1
使用までの流れ	2
公共目的使用	3
商業目的使用	4
デザイン使用のルール	5
Q & A	6
公共目的使用許可申請書(様式第1号)	7
使用報告書(様式第2号)	8
商業目的使用許可申請書(様式第4号)	9
使用料免除申請書(様式第6号)	10
使用内容変更申請書(様式第7号)	11

## 注意事項

使用目的が以下の項目に該当する場合は、使用をお断りすること、又は使用許可を取り消すことがありますので、ご注意ください。

- ① スポーツ及び両大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- ② 標章及びマスコット等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- ③ 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- ④ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- ⑤ 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- ⑥ 使用目的が明らかでないとき。
- ⑦ 両大会協賛企業の協賛権利を侵害するおそれのあるとき。
- ⑧ その他県委員会会長が不相当と認めるとき。

※この手引で「県委員会」とは、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会」をいいます。  
※この手引で「両大会」とは、「燃ゆる感動かごしま国体」及び「燃ゆる感動かごしま大会」をいいます。

### 【お問い合わせ・提出先】

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県国体・全国障害者スポーツ大会局総務企画課  
TEL : 099-286-2874  
FAX : 099-286-5553  
E-MAIL : kokutai-koho@pref.kagoshima.lg.jp  
URL : <http://www.kagoshimakokutai2020.jp/>

# 使用の手続き

使用目的、使用する標章及びマスコット等により、申請手続きは異なります。

## ■使用目的

### 【公共目的使用】

- ① 資料又は無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は両大会の開催に寄与すると認められるとき。
- ② 出版物についての使用であって、スポーツの歴史や記録などスポーツ及び両大会に関する啓発内容を掲載すると認められるとき。
- ③ 一般へのスポーツ又は両大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。
- ④ 県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- ⑤ その他県委員会会長がスポーツ活動及び両大会開催に寄与すると認めるとき。

### 【商業目的使用】

商品、景品、広報宣伝等、収益を上げることを目的として作成され、又は提供される物品等に使用するとき。

## ■使用できる標章等と申請先

使用できる標章等		申請先	
		公共目的使用	商業目的使用
国体マーク		燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会	公益財団法人日本体育協会 ※
競技別シルエット (全42種類)			
国体を表す文字 (文字標章)	・国民体育大会 ・国体 ・KOKUTAI ・NATIONAL SPORTS FESTIVAL等		
燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 ロゴデザイン	燃ゆる感動 <b>かごしま国体</b> 燃ゆる感動 <b>かごしま大会</b>	燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会	
スローガン	熱い鼓動 風は南から		
マスコット			
全国障害者スポーツ大会シンボルマーク		手続き不要	

※公益財団法人日本体育協会 総務部 広報・キャンペーン課

〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1

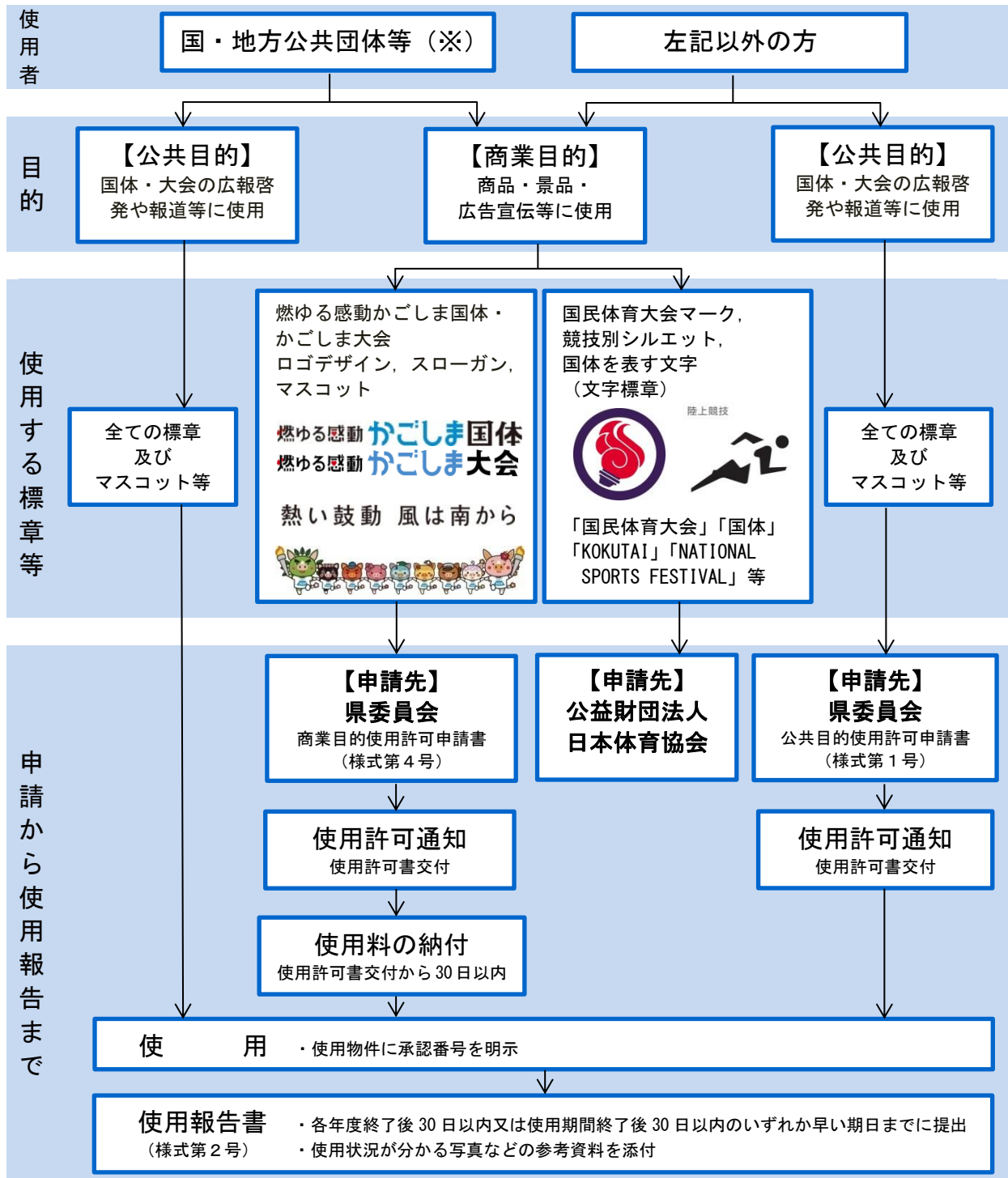
TEL : 03-3481-2273

FAX : 03-3481-2284

E-MAIL : [campaign@japan-sports.or.jp](mailto:campaign@japan-sports.or.jp)

URL : <http://www.japan-sports.or.jp/>

# 使用までの流れ



※国・地方公共団体等とは、以下のものをいいます。

- ① 市町村の第75回国民体育大会又は第20回全国障害者スポーツ大会の準備（実行）委員会
- ② 国，地方公共団体，公益財団法人鹿児島県体育協会，鹿児島県内の市町村体育協会又はこれらの加盟競技団体
- ③ 第75回国民体育大会においてデモンストラーションスポーツを実施する団体
- ④ 県委員会の構成団体である障害者福祉団体及び競技団体
- ⑤ 第20回全国障害者スポーツ大会においてオープン競技を実施する団体
- ⑥ 保育所又は学校教育法第1条に掲げる学校（幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学，高等専門学校）
- ⑦ 報道機関
- ⑧ その他県委員会会長が特に認めるとき

# 公共目的使用

---

## ■主な使用例

- ◆国，市町村など
  - ◎広報誌に掲載したい
  - ◎国体・大会のPR看板，のぼり旗をつくりたい
  - ◎啓発グッズをつくりたい（無償配布するものに限る）
  
- ◆体育協会，競技団体など
  - ◎スポーツ大会のプログラムや機関誌に掲載したい
  - ◎チームのTシャツをつくりたい
  
- ◆学校など
  - ◎校内行事のプログラムに掲載したい
  - ◎運動会の旗にマスコットを入れたい
  
- ◆民間企業
  - ◎社内報に掲載したい（外部へ配布せず，企業の販売促進につながらないもの）

## ■使用許可申請について

標章及びマスコット等を公共目的で使用される場合は，あらかじめ「公共目的使用許可申請書（様式第1号）」に必要事項を記入の上，県委員会へ提出してください。なお，次に該当する場合は申請の必要はありません。

- 
- ① 市町村の第75回国民体育大会又は第20回全国障害者スポーツ大会の準備（実行）委員会が使用するとき。
  - ② 国，地方公共団体，公益財団法人鹿児島県体育協会，鹿児島県内の市町村体育協会又はこれらに加盟する競技団体が使用するとき。
  - ③ 第75回国民体育大会においてデモンストラーションスポーツを実施する団体が使用するとき。
  - ④ 県委員会の構成団体である障害者福祉団体及び競技団体が使用するとき。
  - ⑤ 第20回全国障害者スポーツ大会においてオープン競技を実施する団体が使用するとき。
  - ⑥ 保育所又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が使用するとき。
  - ⑦ 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
  - ⑧ その他県委員会会長が特に認めるとき。
- 

## ■使用報告について

標章及びマスコット等を使用された場合は，「使用報告書（様式第2号）」を各年度終了後30日以内又は使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに県委員会へ提出してください。

ただし，上記⑦の場合は，提出する必要はありません。



# 商業目的使用

## ■主な使用例

- ◎お菓子や飲料などの商品パッケージに印刷したい。
- ◎マスコットを使用したTシャツをつくって販売したい。
- ◎商品販売促進のための景品に使用したい。

## ■使用許可申請について

標章及びマスコット等を商業目的で使用される場合は、あらかじめ「商業目的使用許可申請書（様式第4号）」に必要事項を記入の上、県委員会へ提出してください。

## ■使用料について

- |   |
|---|
| 1 販売を目的とするもの(商品) . . . 小売価格（消費税等賦課前）×製造個数×3%    |
| 2 販売以外を目的とするもの                                  |
| (1) 景品, 有償貸出等 . . . . . 製造価格×製造個数×3%            |
| (2) 広告宣伝 . . . . . 使用する媒体の広告料×3%                |
| ※ただし, 自社媒体での展開や自社で配布する等, 媒体費用が発生しない場合は, 協議により決定 |
| 3 その他, 営利を目的とするもの . . 協議により決定                   |

## ■使用料の免除について

次に該当する場合は使用料を免除することができます。使用許可申請の際に、「使用料免除申請書（様式第6号）」を県委員会へ提出してください。

- ① 市町村の第75回国民体育大会又は第20回全国障害者スポーツ大会の準備（実行）委員会が使用するとき。
- ② 国, 地方公共団体, 公益財団法人鹿児島県体育協会, 鹿児島県内の市町村体育協会又はこれらに加盟する競技団体が使用するとき。
- ③ 第75回国民体育大会においてデモンストラーションスポーツを実施する団体が使用するとき。
- ④ 県委員会の構成団体である障害者福祉団体及び競技団体が使用するとき。
- ⑤ 第20回全国障害者スポーツ大会においてオープン競技を実施する団体が使用するとき。
- ⑥ 保育所又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が使用するとき。
- ⑦ その他県委員会会長が特に認めるとき。

※上記⑦は, 以下のようなケースで該当することがありますので, 個別にご相談ください。

- ・県委員会の構成団体が使用するとき。
- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に掲げる障害者支援施設等が使用するとき。
- ・公益社団法人鹿児島県特産品協会に加盟するものが使用するとき。
- ・鹿児島県が関与（主催, 後援等）する特産品コンクール等の商品開発に使用するとき。

## ■使用報告について

標章及びマスコット等を使用された場合は、「使用報告書（様式第2号）」を各年度終了後30日以内又は使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに県委員会へ提出してください。

# デザイン使用のルール

愛称・スローガンのロゴデザインやマスコットキャラクターデザイン等は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会のイメージを統一した形で皆さんに伝えるため、それぞれの大きさやレイアウト、色には特定の規則性を持たせています。

誤った使い方にならないように、次の点に注意して使用してください。  
使用方法について不明な点がある場合は、県委員会へご相談ください。

## ■書体・字間を変えない



## ■書体を分断しない



## ■縦横の比率やバランスを変えない



## ■書き加えない，他のものを重ねない，取り除かない



※背景を書き加えることは可

## ■誤った組合せをしない



燃ゆる感動かごしま国体のロゴデザインと燃ゆる感動かごしま大会のマスコットデザインとの混同

## ■マスコットキャラクターのみ使用する際は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会のマスコットであることが分かるような表記をお願いします。

[表記例]  
ぐりぶーファミリー  
集合体のみ使用



燃ゆる感動かごしま国体・大会マスコット「ぐりぶーファミリー」

[表記例]  
ぐりぶーファミリーのうち  
単体のみ使用



燃ゆる感動かごしま国体マスコット  
ぐりぶーファミリー「ぐりぶー」

燃ゆる感動かごしま国体・大会マスコット  
ぐりぶーファミリー「さくら」

燃ゆる感動かごしま大会マスコット  
ぐりぶーファミリー「ぐりぶー」

## Q & A

Q 1 有志で組んでいるスポーツチームのユニフォーム（販売はしない）にマスコットデザイン等を使用できますか？

A 1 公共目的使用許可申請書を提出いただくことにより使用が可能となります。父母会等で応援Tシャツをつくる場合にも、同様の手続きが必要となります。

Q 2 スポーツ活動に直接関係のない媒体で、マスコットデザイン等を使用できますか？

A 2 使用者が国体の気運醸成に寄与したいとの思いで使用される場合には、原則的に媒体に制限はありません。詳細は個別にご相談ください。

Q 3 申請はメールでできますか？

A 3 手続等の事前相談はメールでも可能ですが、正式な申請はメールではできません。申請書に必要事項を記入、捺印の上、郵送又は持参してください。

Q 4 商品カタログや会社案内にマスコットデザイン等を使用してよいですか？

A 4 社外向け（顧客、取引先等）への配布を目的として製作される印刷物に使用する場合は、商業目的使用に該当するため、商業目的使用許可申請書の提出と、使用料「製作費用×3%」を納付していただくことにより使用が可能となります。

Q 5 営業用のチラシ、サンプル品等にマスコットデザイン等を使用してもよいですか？

A 5 商業目的使用に該当しますが、チラシやサンプル品等の製作だけであれば、使用料が免除となる場合があります。詳細は個別にご相談ください。

Q 6 受注販売により事前に製造数量を確定することが困難です。申請書にはどのように記入すればよいですか？

A 6 申請時点での見込みの数量を記入してください。その数を超えて製造する場合は使用内容変更申請書を提出していただくことになります。